議案第６１号

朝霞市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市公民館設置及び管理条例（昭和５９年朝霞市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第１項及び別表第２備考第２項中「１００分の５０を乗じて得た額を加算した額」を「２を乗じて得た額」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の朝霞市公民館設置及び管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の朝霞市公民館設置及び管理条例に定める額の使用料を徴収する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代